

# 申告書は、自分で作成して、早めに提出を 確定申告、市・道民税の申告は、

## 2月16日から3月15日まで



配偶者特別控除の一部が  
廃止されました

これまで配偶者のパートなどの給与収入が、103万円(所得38万円)以下の場合、配偶者控除に上乗せして適用されていた部分が廃止されました。

配偶者の給与収入が103万円を超える場合は、これまでと変わりません。

所得税の確定申告(所得税の申告)が  
必要な人

営業収入・不動産収入がある人

土地や建物等を買った人

一時所得・雑所得などがある人

【サラリーマンの場合】

給与収入額が2千万円を超えている人

給与を2カ所以上から受けている人

給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超えている人

所得税の還付申告

次の人は所得税が還付されます。

医療費控除(介護保険利用者負担等も含む)や住宅借入金等特別控除などを受ける人

中途退職者で年末調整を受けなかった人

寄付をした人

還付申告に必要なもの

医療費控除、寄付をした人...領収書か証明書

住宅借入金等特別控除...登記簿謄本、工事請負契約書か売買契約書、住民票、借入金残高証明書など

サラリーマンや年金受給者...源泉徴収票

その他...平成16年中の収入を証明する書類及び支払った各種健康保険料・介護保険料・国民年金保険料の領収証書、生命保険・損害保険料の支払い証明書、印鑑、前年の確定申告書等の控え、本人名義の口座番号

申告場所と時間 税務署、市役所 1階中会議室

9時~17時

所得税の還付申告は、1月から受け付けています。

また、消費税・個人事業者の地方消費税の申告は、2月1日から3月31日までです。

申告書を郵送で提出する場合は税務署へ。

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で申告書等が作成できます。

市・道民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住している人は、申告が必要です。ただし、次の人は申告する必要はありません。

税務署に確定申告を提出した人

勤務先で年末調整をした人

収入が公的年金だけで、昭和15年1月1日以前に生まれ、年金総額が266万6,667円以下、または、昭和15年1月2日以降に生まれ、年金総額が102万円以下の人

市・道民税の申告書は1月に郵送しています

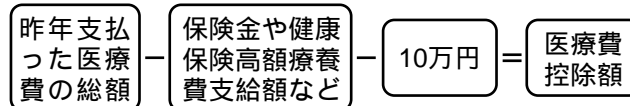
申告書が送られてきた人は、該当事項を記入し必ず提出してください。申告書は確定申告書とともに各サービスセンターにも置いています。

申告場所と時間 市役所 1階中会議室 9時~17時

### 医療費控除まめ知識

医療費控除とは、所得控除のひとつで、医療費をお返しするものではありません。

医療費控除の計算方法



所得金額の合計が200万円以下の場合、所得金額の合計金額の5%を差し引きます。

窓口での医療費の集計は、混雑の原因になりますので、事前に自分で領収書等を集計し、「医療費の明細書」を作成してください。



### 介護保険サービスを利用している人(所得税を納めている人)は...

医療費控除の対象

介護保険の在宅サービスや施設サービスを受けている人は、医療費控除の対象となるものもあります。詳細は、介護福祉課介護サービス係(☎253027)へ。

また、寝たきりの人のおむつ代も医療費控除の対象になります。介護福祉課介護認定係(☎252861)にお問い合わせください。

介護保険料は社会保険料控除の対象

年金から介護保険料が天引きされている人は1月末に社会保険庁などから送付された源泉徴収票、納付書で支払った人は領収書、口座振替の人は口座振替済通知書を、それぞれ添付書類として提出してください。

書類を紛失した人は、介護福祉課(市役所1階)で納入証明書(200円)を発行します。詳細は、介護保険料係(☎253029)にお問い合わせください。